



(蜜柑狩 高倉にて)

西高陽区 田中睦生氏提供

# 町報 岡垣

所役者 場 守 荘  
 行町任 辻  
 発垣貴 社  
 岡垣町長



## 町民の動き

(九月末現在)

人口 二一、〇六二人  
 (前月比 増六一人)  
 男 一〇、五八〇人  
 (前月比 増三二人)  
 女 一、五〇二人  
 (前月比 増三九人)  
 世帯数 五、九四四世帯  
 (前月比 増三二世帯)

## 議会だより

第三回岡垣町議会(定例会)は九月十六日召集され、議案七件、請願五件、意見書一件が上提された。

本会議での主な案件は、各種補正予算、水道事業特別会計決算認についてであった。

会期は、九月二十八日までの十三日間となっていたが、議事案件の審議が全部終了したので、九月二十七日をもって第三回定例会は、閉会された。

本件は波津漁港区域内大字波津字前田地先公有水面を埋立てることについて、福岡県知事から意見を求められたので、公有水面埋立法第三条第四項の規定により議会の議決を求めらるものである。

- ▽議案第五十号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町一般会計補正予算 第二号
- ▽議案第五十一号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町農業共済事業特別会計補正予算(第二号)
- ▽議案第五十二号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町水道事業特別会計補正予算(第二号)
- ▽議案第五十三号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町水道事業特別会計決算認定について
- ▽議案第五十四号 (原案可決)  
民有林林道の用途変更について (原案可決)
- 民有林林道を町道として用途変更 (原案可決)
- ▽請願第七号 (継続審議)  
岡垣射撃場防風保安林災害統廃に伴う「射撃場使用同意」のとり消しと射撃訓練の即時中止に関する請願
- ▽請願第九号 (採択)  
町道の認定及び道路整備事業の施行について
- ▽請願第十号 (採択)  
町営住宅払い下げについての請願書
- ▽請願第十一号 (採択)

とどいたら、まず、としましう。

南山区公民館用地借地に関する請願

議会事務局

# 人権週間によせて

## 無料特設人権相談開設

人権思想の啓発活動は、多種多様な方法で実施されていますが、

人権の尊重は一国にとどまる課題ではなく国際的にも多くの関心がはらわれています。国際連合は、一九四八年一月一〇日、第三回総会で世界人権宣言を採択し、毎年、この一月一〇日を「人権デー」として、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するようすすめています。我が国でもこれを受けて、毎年一月一〇日を最終日とする一週間を人権週間と定め、特に大規模な啓発活動を展開して広く国民に人権意識を呼びかけています。

人権思想の啓発活動は大きく二つに分けることができます。

第一は、一般的な啓発活動というべきものです。これは、一般の人々を対象に行われるもので、例えば、講演会、座談会、討論会などの開催、テレビ、ラジオ、有線放送などによる放送、新聞、発表、広報紙への掲載、パンフレット、リーフレットなどの印刷物の配布、ポスター、懸垂幕、横断幕、立看板の掲示、広報車による巡回などのいろいろの方法が

とられています。

この啓発活動の方法として、人権擁護機関では、毎年、その時点における重要な人権問題の一つを取り上げて、それをその年の啓発活動の重点目標として重点的な啓発活動を実施しています。

例えば、昭和四六年度は「老人と人権」、同四七年度は「生活と人権」、同四八年度は「健康と人権」、同四九年度は「親子と人権」、同五〇年度は「子供と人権」となっております。そして昭和五一年度は前号に掲載しましたように「人権の共存」というテーマを取り上げておりますが、これは、人権が自己と同様に他人にも等しく存在するものであることを強調し、お互いに人権を尊重し合うという精神の普及高揚を図ろうとするものです。

第二は個別的な啓発活動です。これは人権侵犯の調査・処理や人権相談など具体的な人権問題を通じて、特定の個人を対象として行われます。

岡垣町ではこのような主旨にそって広報活動とともに年四回の無料特設相談を開設いたしております。

みなさんの中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことになるのかわからなくて困っていらっしゃる方はありませんか。

来る一月二日は左記のとおり人権相談所を開設いたします。

相談内容について秘密はかたく守られます。ご遠慮なくお出で下さい。

無料特設人権相談所  
日時 一月二日  
午前十時～午後三時  
場所 岡垣町東部公民館

相談員 法務局人権擁護担当  
人権擁護委員  
住民課戸籍係

## 秋の味覚「みかん狩り」始まる

吉木什王堂みかん協同組合(代表、入江信夫氏)では、10月20日からみかん狩りを始めました。

当組合では10年前から5世帯の共同経営を始め、今では北九州、筑豊地区よりシーズンには一〇〇〇〇人前後の人々にぎわっています。

今年は何年に比べ味、大きさともに出来がよいという。

期間は12月末まで  
入場料 二〇〇円  
連絡先 岡垣町観光協会  
電話 ②-1211  
又は、入江信夫宅  
②-3049

## 「上畑地区の地籍簿」

### 地籍図の閲覧告示

地籍調査事業実施に際しましては、地区委員及び関係者の御協力により、上畑地区においては順調に事業の完遂をしておりますことと感謝いたしております。ついでは一筆ごとの調査が完成いたしましたので、昭和五十一年十一月十三日より十二月三日まで、左記によ

り閲覧をいたしますので、土地所有者は全員もれなく印鑑を御持参の上、閲覧下さるようお知らせいたします。

記  
一、岡垣町大字上畑の地籍簿及び地籍図の閲覧  
二、閲覧期間

昭和五十一年十一月十三日より昭和五十一年十二月三日まで(二十日間)

三、閲覧場所  
昭和五十一年十一月十五日より十一月十九日までの期間は、上畑地区公民館で出張閲覧します。その他の期日は岡垣町役場内で閲覧します。

四、閲覧時間  
期間中、毎日九時より十七時まで

五、閲覧の結果  
誤り等の申し立ては、書面によることになっておりますので、申出用紙は閲覧の場所で交付します。

企画振興課  
国土調査係

## 奉 仕

立正佼成会岡垣支部は年中、いろんな面で奉仕活動を行っていただいている。

まず波津海水浴の清掃。

これは毎年続けてもらっている。

今年も七月十七日から八月八日まで毎日、土曜日曜日は二十名くらいの方が、平日は人数をへらし、ホーキ、リヤカー、スコップを持ち、客は海水着姿でキャキャ

はしゃぐ中で、炎天下汗みどろになりながら、黙々と清掃作業を続けてもらっている。  
延べ三百人に及んでいる。

つぎは役場横にある戦没者慰霊塔周辺の清掃、九月と十月二回にわたり清掃してもらった。いずれも自発的な行動である。会員の方も勤めがあるので朝五時に集り、鎌、ホーキ、鍬などをもち、三十名の方が大がかりな活動をされた。溝には花崗岩の大石で橋をかけ地ならしまでもらった。

九月十九日には野間老人クラブの方が、役場前のツツジ園等の草刈り作業をされた。

九月二十一日には岡垣町母子福祉会の方が、戦没者慰霊塔の周辺の清掃をされた。

民生課

### 旧軍人等の公務 傷病恩給の症状 等差の時効

旧軍人等の公務傷病恩給受給者の症状等差改定（昭和44年法律91号昭和44年12月16日公布施行）分は、恩給法第5条の規定による時効の期限が昭和51年12月15日までになっていますので、該当傷病者のうち、未請求者の方は至急請求されますように。

民生課

### 秋季全国火災 予防運動

目的、この運動は、火災多発期をむかえ、住民の一人一人の防火意識の向上を図り火災災害絶滅のため。

「火災は人災防くはあなた」  
実施期間 昭和五十一年十一月二十六日（金）から十二月二日（木）まで。

### 県民火災共済加入者募集

県民火災（消防）共済は、不時の火災による災害を県民がお互いに助け合う制度です。消防共済へ加入し安定した家庭を築きましよう。

申込は、地区消防団員又は、役場民生課へ。

共済物件 建物及び動産  
共済限度額 一口五十万円（最高二〇〇万円まで）  
共済掛金（一口五十万円につき）  
イ、専用住宅 千円  
ロ、店舗等併用住宅及び、木造アパート 千六百元。  
ハ、工場、旅館等併用住宅 三千円。

加入金五十円を添えて申込んで下さい。

幸せを燃やさぬように火の用心。

民生課

### 香典返しとして寄付

#### 社会福祉協議会へ

- 一、戸切区故花田 実殿54才  
昭和51年10月8日死亡  
花田正行殿より
- 一、内浦区故竹井万右エ門殿70才  
昭和51年10月6日死亡  
竹井茂野殿より
- 一、戸切区故林 秀男殿77才  
昭和51年10月4日死亡  
林 秀美殿より
- 一、新海老津区故中村三友殿59才  
昭和51年10月8日死亡  
中村幸生殿より

#### 老人クラブ寿会へ

- 一、高場区故佐々木トキ殿84才  
昭和51年10月16日死亡  
佐々木幸男殿より
- 一、内浦区故竹井万右エ門殿70才  
昭和51年10月6日死亡  
竹井茂野殿より
- 一、戸切区故林 秀男殿77才  
昭和51年10月4日死亡  
林 秀美殿より
- 一、高場区故佐々木トキ殿84才  
昭和51年10月16日死亡  
佐々木幸男殿より

## 議会ABC

### 〇〇〇〇意見書提出権〇〇〇〇

議会の権限の一つとして、意見書提出権がある。  
意見書を提出することができるのは当該地方公共団体の公益に関する事件であれば足り、公益に関する事件と認められる限りは、法律上は、意見書の内容には制限がない。  
意見書の提出先は関係行政庁であり、当該事件について関係を有する行政庁を意味する。国の機関、地方公共団体の機関を問わず、また、当該地方公共団体の機関も、もとより含まれる。ただし「行政庁」であるから、意見書の提出先には、国会、地方公共団体の議会および裁判所は含まれない。  
意見書原案の発案権は、議員にあるのであり、なお、関係行政庁に対し意見書を提出する場合の名

義は、議長によるものである。  
議会は法人格を有しないので、請願書による請願は、行なえないが、意見書を提出することにより、実質的に同様の効果を収め得る。  
なお、意見書の提出を受けた関係行政庁は、それを受理する義務があるが、法的にはそれ以上の義務を負うものではなく、意見書に対し積極的に回答をする義務を負うものではない。

—議会事務局—

### 《簡易保険からのお知らせ》

郵便局の簡易保険では、12月を「アフターサービス月」として、簡易保険加入者の皆様にお得な保険料の払込方法や保険料の払込みが月遅れとなっているご契約の保険料払込みのお勧めなどをお知らせしていくこととしております。

#### ◎保険料はお得な前納払込みで

簡易保険では、ひと月ごとに払い込まれている保険料を、前もってまとめてお払い込みいただきますと、次のような割引を行っております。

（月額保険料1万円の場合）  
払込月数 割引額

# 町立体育館使用心得

- 3ヶ月分以上 1,000円
- (保険料1ヶ月分のみ)
- 6ヶ月分以上 5,000円
- (保険料1ヶ月分のみ)
- 1年分 10,000円
- (保険料1ヶ月分)

この保険料の前納払込制度は、大変お得でありますので、最近利用される方が増えております。大切なお金を上手にお使いいただくためにも、12月のように、またまったお金が入る時期に計画的に利用されることをお勧めいたします。

◎月遅れとなっている保険料の払込みはお早めに

簡易保険は、保険料の払込みがないまま3カ月を経過しますと保険契約の効力がなくなり、万一のことがあっても保障を受けることができません。

お持ちの保険料領収帳をもう一度お確かめのうえ、もしも月遅れとなっておりましたなら、是非、この機会に遅れを取り戻されるようお願いいたします。郵便局にご連絡いただければ、早速届員がお宅にお伺いいたします。

岡垣郵便局

町立体育館は体育、スポーツ活動の普及振興と文化の向上を図る為の社会体育施設です。

体育館は町民皆様の大切な公共施設です。お互いに気持ちよく、そして、いつまでも美しく使用する為、次のことを必ず守りましょう。

### 記

閉館時間 午前九時から午後十時まで  
休館日 毎週月曜日午前九時から午後六時まで  
十一月一日から十二月三十一日まで

使用の許可 体育館を使用する者は、あらかじめ東部公民館職員の使用許可を得て、使用申請書を提出して下さい。電話の申請は受け付けません。

入館 使用許可を受けた者は使用承認書を職員に提示した後、入館すること。  
退館 使用を終了した時は、使用した体育器具、備品等をもとの位置にきちんと整理し、備え付けのモップできれいに掃除して、

# スポーツ行事予告

窓ガラスの戸締まりを行い、その旨を職員に届出後、退館すること。  
損害賠償 建物、附属施設、器具その他、工作物を損傷、汚損し又は滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければなりません。

時間厳守 使用時間は準備、あとかたづけ、掃除の時間を含めたもので固く守って下さい。  
喫煙 タバコは決められた場所以外

# スポーツ行事予告

一、公民館対抗駅伝大会 最近のスポーツ行事参加状況をみてみると、一般的に球技は多くなっているが、走る競技は決してそのようにはなっていません。走ることが、あらゆるスポーツの基本であることは今さら言うまでもありません。  
駅伝大会は、この基本的なことを日常生活に位置づける機会として例年実施しております。本年は多くの地区から出場があるようにと内容を変えました。ふるって参加ください。

では絶対に喫煙しないこと。  
電話の呼出し 一切いたしません。

開放日  
毎月第一、第三土曜日  
十八時～二十二時  
毎月第一、第三日曜日  
九時～二十二時  
毎週月曜日  
十八時～二十二時  
毎週火曜日から毎週金曜日  
九時～十七時

使用前、使用後の届出の際、平日五時以降、土曜日十二時三十分以降、日曜祭日は管理人に届出てください。

二、年令別マラソン大会  
。とき、十二月十九日十一時集合  
。ところ、中央公民館  
。内容、町民であれば出場資格有二キロ～五十才以上男子、小学

生男女、女性の部  
三キロ～四十才代男子の部  
四キロ～三十才代男子、中学生男子の部  
五キロ～高校生以上三十九才まで男子の部  
申込み方法  
中央公民館(二二二二八)まで住所、氏名、年令を連絡のこと

三、第二回卓球(個人)大会  
。とき、十一月二十一日九時集合  
。ところ、町立体育館  
。参加申込み方法、十一月二十七日までに、中央公民館(二二二二八)に住所、氏名、年令を連絡のこと、年令制限なし  
。参加者には記録証、参加賞を渡します。各部とも一位のみメダル授与

四、第一回岡垣町バドミントン大会  
。とき、十二月五日九時三十分  
。ところ、町立体育館  
。参加資格、町内に在住している人  
。競技規則、昭和五十一年度日本バドミントン協会規則による  
。競技方法、各種別、種目毎に原則としてパートナー方式とする  
。競技種目、各種別、単、複  
。一般男子(高校生以上のもの)  
A級、主催者がA級と認めたも

(体協バドミントン部)

社会体育  
大会結果

の。  
 B級、ある程度した事のあるもの。  
 C級、始めて試合をするもの。  
 一般女子(高校生以上のもの)  
 A級、ある程度した事のあるもの。  
 B級、始めて試合をするもの。  
 ママさん  
 A級、ある程度した事のあるもの。  
 B級、始めて試合をするもの。  
 ジュニア高学年の部(小学五年  
 ~中学三年まで)  
 A級、ある程度した事のあるもの。  
 B級、始めて試合をするもの。  
 ジュニア低学年の部(小学一年  
 ~小学四年まで)  
 A級、ある程度した事のあるもの。  
 B級、始めて試合をするもの。  
 ※参加人員の都合にて変更するこ  
 とがあります。  
 参加料  
 ジュニアの部 一種目 五十円  
 一般の部 一種目 百円  
 ママさんの部 一種目 百円  
 (当日会場で徴収いたします)  
 申込み締切、十一月二十日午前中  
 申込先、中央公民館  
 表彰、各種目別に二位まで  
 ※組合せ、その他は主催者に一任  
 させていただきます。参加者は  
 ラケット、体育館用上はきシュー  
 ーズを必ず持参のこと、

- 一、小学生相撲大会  
 (小学四年生の部)  
 一位 清水健二(戸切)  
 二位 中村兼三(高塚)  
 三位 東原裕一(吉木)  
 (小学五年生の部)  
 一位 八色敬三(波津)  
 二位 野田英一(糠塚)  
 三位 本田裕二(糠塚)  
 (小学六年生の部)  
 一位 石田敏也(波津)  
 二位 十時和弘(吉木)  
 三位 入江隆文(吉木)  
 二、公民館対抗相撲大会  
 一位 吉木チーム  
 二位 波津チーム  
 三位 糠塚チーム  
 (個人小学生の部)  
 一位 八色敬三(波津)  
 二位 石田敏也(波津)  
 三位 野田英一(糠塚)  
 (個人中学生の部)  
 一位 川原裕二(吉木)  
 二位 藤村勝行(三吉)  
 三位 野田俊美(糠塚)  
 (個人一般の部)  
 一位 刀根茂行(波津)  
 二位 宮本賢一(波津)  
 三位 広渡清治(吉木)

三、バレーボール(ママさん)大会

- 優勝 東高陽チーム  
 準優勝 西高陽チーム  
 三位 高陽チーム  
 四位 三吉団地チーム  
 四、庭球(硬式ダブルス)大会

- 男子優勝 (川崎) 勝 チーム  
 (宮本保蔵)  
 準優勝 (栗原猛夫) 山田正利 チーム  
 (山田正利)  
 女子優勝 (瓜生喜代美) 瓜生英子 チーム  
 (瓜生英子)  
 準優勝 (鶴山初美) 中野良子 チーム  
 (中野良子) 教育委員会

第十九回県民  
体育大会

九月十九日、飯塚市陸上競技場  
を中心に行われた県体に岡垣町か  
ら遠賀郡代表選手として次の人が  
出場、健斗されました。

- 陸上競技(監督) 門司勇二  
 卓球競技(一般) 西村 正  
 (一般) 下口京子  
 (青年) 福山満章  
 (青年) 辻 美穂  
 (青年) 辻 美穂  
 バドミントン競技  
 (一般男子) 満石忠直  
 渡辺隆裕  
 白川修一  
 (一般女子) 立和田千代子  
 安田裕子

坂本裕美 (青年) 阿部純二  
川原伸宣  
山田千鶴  
米川留美子  
笠井達司  
広渡忠義  
花田日出登  
弓道競技(監督) 花田日出登  
バレーボール一般女子、バドミ  
ントン青年が二位に入賞いたしま  
した。

通信教育であな  
たも技能士に

職業訓練大学校では働いておら  
 れる方々が、通信教育によって専  
 門的知識を習得出来る講座を開設  
 しています。

- 一、受講科目  
 機械、仕上、板金、配管、電  
 気など二九科目  
 一、学歴、経歴、年齢、性別は  
 問いません。  
 一、受講料 五千円(教科書代を含む)  
 一、期間 約一年  
 一、申込期間 随時受付けて  
 います。  
 一、特典 二級技能士検定学科  
 試験免除  
 お問い合わせは八幡総合職業訓練  
 校(TEL〇九三三六四一一  
 六九〇九)へ

「遠賀を語る」  
秋の夜話

岡垣の歴史よも山話を詩人であ  
 り、郷土史界でも活躍されている  
 菅屋在住の藤本春秋子氏をお招き  
 して会を次の様に行ないますので  
 ご案内いたします。

日時 十一月十四日(日) 九時  
 受付 九時半~十二時  
 場所 中央公民館

話題「遠賀の夜はなし」

岡垣町歴史文化研究会

求人

- 〇こみ運転手 男子一名  
 三年以上経験者 四十才迄  
 〇ごみ作業員 男子一名  
 四十五才迄  
 〇事務員 女子一名  
 高校卒業以上 三十五才迄  
 給与 当社給与規定に依る。  
 日、祭日、年次有給休暇。  
 費与、退職金有、  
 社保、労災雇備各保険有。  
 作業衣外一式食与、入浴設備有。  
 通勤マイクローパス送迎。

○募集の切日

昭和五十一年十一月三十日迄  
履歴書持参のこと。

岡垣町野間四六六一

環境開発会館内

(有) 速賀ダスト、センター

電話 ②0118番

### 肢体不自由児

### 高校奨学生募集

一、目的 肢体不自由児高校在学  
生徒に奨学金を交付し、育成す  
る。

二、奨学金 年額二万円

三、返済義務 なし

四、募集期間 毎年十一月十日、  
十二月一日まで

五、応募資格 日本国籍を有し、  
身障手帳の一級から五級までの  
肢体不自由児で高校在学(全  
日制および定時制の普通課程ま  
たは職業課程にあるもの)およ  
び明年高校入学見込のある者。

六、必要書類 奨学生採用願書に  
在学々校長の奨学生推せん書お  
よび前年度納税証明書各一通

民生課



## 育児シリーズ

### ママとぼく

幼児のすこやかな育て方を考え  
るテレビ番組「ママとぼく」が来  
年三月まで放映されます。テレビ  
番組を視聴して「知ったこと、考  
えたこと」を生かして、あなたの  
お子さまに最適な育て方を研究し  
ていただきたいものです。

放映日 土曜日 午前十一時

制作、放送 RKB毎日テレビ

提供 福岡県教育委員会

十一月六日 テレビばかりみて

十一月十三日 おじいちゃん、お  
ばあちゃん

十一月二十日 足をきたえる

十一月二十七日 なかまあそび

十二月四日 けんかのすすめ

十二月十一日 おもちゃをつくる

十二月十八日 親がつくる幼児の  
病い

十二月二十五日身のまわり、しつけ

一月八日 育児一〇番

一月十五日 たべものことからだ

一月二十二日 親と子

一月二十九日 甘い親とつめたい親  
と

二月五日 むし歯は文明病

二月十二日 幼稚園と保育園から

二月十九日 みんなをわが子に

二月二十六日 幼児はこままでで  
きる

三月五〇 明るい家庭

(教育委員会)

## 住宅ローンの借入には 住宅融資保険のご利用を!!

住宅ローンを借りやすくするた  
めに住宅金融公庫では住宅融資保  
険を行なっています。この保険は  
皆さんが民間の金融機関から資金  
を借りて住宅を建設、または購入  
された後で、万一ローンの返済が  
できなくなるときに公庫が代っ  
て返済し、金融機関が安心して住

宅ローンを貸出せるようにしよ  
うとするものです。  
保険料は一〇〇万円の借入れで、  
一、三〇〇円位です。  
くわしいことはお気軽に住宅金融  
公庫福岡支所業務課(TEL〇九  
二(七七)五二六)におたず  
ね下さい。

## 「消防一一九コーナー」

### 家庭の防火管理について

いざという時、家族が一致協力  
して火事に対処できるように、家  
族全員が集まって、火元の管理や  
消火、通報、避難などの役割の分  
担を決めておくことが大切です。

そして、その計画どおりに、そ  
れぞれの役割が行なえるかどうか  
を実際に練習してみよう。

※ 役割の分担の一例

1、外出時や就寝前の火元の点検  
は、ママがしましょう。

2、万一、火事になった時の消火  
は、パパがしましょう。

3、消防署への電話通報は、おち  
ついてハッキリと、ボクかワタ  
シがしましょう。

4、電話がすんだら、ボクかワタ  
シは、大声で近所の人に知らせ  
て廻り、家(おうち)に、はい  
らぬようにしましょう。

5、老人や小さい子どもの避難誘  
導は、ママがしましょう。

6、老人や小さいものは、避難しやす  
い部屋にやすませましょう。

7、玄関や廊下、勝手口や道路な  
どには日頃から、物を置かない  
ようにしましょう。

◎ 消火器などについての問い  
合せは遠慮せず、消防署予防  
課まで電話しましょう。  
(電話 〇九三二九一  
三一二三二)

### ※管内火災救急発生状況

(S51、1、1よりS51、  
8、31まで)

| 町名/和類 | 火災 | 救急  |
|-------|----|-----|
| 水巻    | 10 | 275 |
| 芦屋    | 14 | 198 |
| 岡垣    | 10 | 153 |
| 速賀    | 2  | 117 |
| 合計    | 36 | 743 |

(速賀消防署)

一票の自覚にみのるよい政治